

このしろ・ぼらまき網漁業許可方針 (小型まき網漁業)

第1章 制限措置

(適用範囲)

第1 この方針は、小型まき網漁業のうち、このしろ・ぼらまき網漁業の許可に適用する。

(操業区域)

第2 操業区域は、氷見市窪から同市間島までの地先海域とする。

(漁業時期)

第3 漁業時期は、11月1日から5月31日までとする。

(許可又は起業の認可をすべき船舶等の数)

第4 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、3隻以内とする。

第2章 許可の条件

第5 許可に際しては以下の条件を付する。

- (1) 共同漁業権の内容となっている漁業の操業の妨げをしてはならない。
- (2) 火光、その他の照明を利用してはならない。

第3章 その他

(継続の許可及び承継の許可の適用)

第6 本漁業を、富山県漁業調整規則第14条第1項第1号及び第4号の規定が適用される漁業に指定する。

附則

- 1 この許可方針は、令和3年12月16日から施行する。
- 2 許可の条件は、令和3年12月16日以降の日付による新規の許可（同規則第11条）又は期間満了に伴う継続の許可（同規則第14条第1項）に適用する。
- 3 小型まき網漁業許可方針（昭和47年11月1日付け）は廃止する。

さより機船船びき網漁業許可方針
(機船船びき網漁業)

第 1 章 制限措置

(適用範囲)

第 1 この方針は、機船船びき網漁業のうち、さより機船船びき網漁業の許可に適用する。

(操業区域、船舶の総トン数、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数)

第 2 操業区域、船舶の総トン数及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、以下の通りとする。

操業区域	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
(海域番号 1) 富山県沖合海域	8.5 トン未満	18 隻以内
(海域番号 2) 富山県沖合海域のうち ① 石川県鳳珠郡能登町字小木港灯台 ② 高岡市岩崎灯台と小木港灯台とを結んだ線と氷見市藪田港灯柱と富山市伏木富山港岩瀬灯台を結んだ線との交点 ③ 藪田港灯柱と岩瀬灯台を結んだ線と岩崎灯台と魚津市魚津港灯台とを結んだ線との交点 ④ 岩崎灯台と魚津港灯台とを結んだ線と富山市水橋漁港灯台から真方位 20 度の線との交点 ⑤ 黒部市生地鼻 上記の①、②、③、④、⑤及び⑥を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域及び長手崎と生地鼻を結んだ線以北の富山県沖合で最大高潮時海岸線から 5 海里の海域を除いた海域	8.5 トン以上 10 トン未満	0 隻

(海域番号 3) 富山県沖合海域のうち ① 石川県珠洲市長手崎と黒部市生地鼻とを 結んだ線以南の富山湾 ② 最大高潮時海岸線から 10 海里の海域 を除いた海域	10 トン以上 20 トン未満	0 隻
---	--------------------	-----

(漁業時期)

第 3 漁業時期は、3 月 21 日から 6 月 30 日までとする。

第 2 章 許可の条件

第 4 許可に際しては以下の条件を付する。

(1) 網の規模は、それぞれ次の範囲内でなければならない。

袋 網 仕立上りの長さ 13 メートル以下、縦 3 メートル以下、横 3 メートル以下、網目 12 節以下（ただし、魚だまり部分 2 メートルについては、16 節以下）

底 網 仕立上りの長さ 13 メートル以下、前口 10 メートル以下、後口 3 メートル以下、網目 10 節以下

袖 網 仕立上りの長さ 13 メートル以下、網丈 3 メートル以下、網目 10 節以下

(2) 夜間に操業してはならない。

(3) さより以外のものを漁獲の目的としてはならない。

(4) 他の漁業の操業の妨げをしてはならない。

(5) 総トン数 8.5 トン以上の漁船は、許可番号を表示するに当り、操業区域により次の外枠を書かなければならない。

ア 海域番号 2 に係る漁船は赤色

イ 海域番号 3 に係る漁船は緑色

第 3 章 その他

第 5 新規着業者の許可証の交付にあつては、現地において船舶を検査し、出漁体制の整っていないものには交付しない。

(継続の許可及び承継の許可の適用)

第 6 本漁業を、富山県漁業調整規則第 14 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定が適

用される漁業に指定する。

附則

- 1 この許可方針は、令和3年12月16日から施行する。
- 2 許可の条件は、令和3年12月16日以降の日付による新規の許可（同規則第11条）又は期間満了に伴う継続の許可（同規則第14条第1項）に適用する。
- 3 さより機船船びき網漁業許可方針（平成4年3月2日付け）は廃止する。

しらふげ機船船びき網漁業許可方針 (機船船びき網漁業)

第1章 制限措置

(適用範囲)

第1 この方針は、機船船びき網漁業のうち、しらふげ機船船びき網漁業の許可に適用する。

(操業区域)

第2 操業区域は、所属漁業協同組合が管理する共同漁業権の漁場区域のうち、当該漁業協同組合が許可対象者に同意した区域とする。

(漁業時期)

第3 漁業時期は、11月1日から翌年の5月31日までとする。

(許可又は起業の許可をすべき船舶等の数)

第4 許可又は起業の許可をすべき船舶等の数は0隻とする。

第2章 許可の条件

第5 許可に際しては以下の条件を付する。

- (1) 他の漁業の操業の妨げをしてはならない。
- (2) 新湊漁港付近において、出入港する船舶の航行を妨げてはならない。

第3章 その他

第6 小型機船底びき網漁業の許可を受けている者が、この漁業の許可証の交付を受けようとするときは、小型機船底びき網漁業の許可証を県に預託しなければならない。

附則

- 1 この許可方針は、令和3年12月16日から施行する。
- 2 許可の条件は、令和3年12月16日以降の日付による新規の許可（同規則第11条）又は期間満了に伴う継続の許可（同規則第14条第1項）に適用する。
- 3 しらふげ機船船びき網漁業許可方針（平成18年11月1日付け）は廃止する。

八そう張網漁業許可方針 (敷網漁業)

第1章 制限措置

(適用範囲)

第1 この方針は、敷網漁業のうち、八そう張漁業の許可に適用する。

(操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数)

第2 操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、以下の通りとする。

操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
富山県沖合海域	1月1日から5月31日	富山市以東を根拠地とする者	0隻
<p>以下に示すイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びへの各点を順次に結ぶ直線によつて囲まれた区域。</p> <p>イ 唐島灯台（以下「甲」という。）から磁針方位 43° 11,750メートルの点</p> <p>ロ 甲から磁針方位 118° 4,170メートルの点</p> <p>ハ 甲から磁針方位 124° 7,170メートルの点</p> <p>ニ 甲から磁針方位 102° 7,900メートルの点</p> <p>ホ 甲から磁針方位 100° 6,520メートルの点</p> <p>へ 甲から磁針方位 49° 30′ 12,400メートルの点</p> <p>ト 甲から磁針方位 76° 5,220メートルの点</p>	<p>1月1日から12月31日</p> <p>ただし、ト、チ、ホ及びりの各点を順次に結ぶ直線によつて囲まれた区域は11月16日から12月21日まで禁止期間とする。</p>	<p>射水市新湊地区以西を根拠地とする者</p>	6隻以内

ルの点			
チ 甲から磁針方位 93 ° 4,400 メートル			
ルの点			
リ 甲から磁針方位 86 ° 6,980 メートル			
ルの点			

(船舶の総トン数)

第3 船舶の総トン数は8.5トン未満とする。

第2章 許可の条件

第4 許可に際しては以下の条件を付する。

- (1) アンカーロープの長さは、磯側500メートルを超えてはならない。
- (2) 投網位置は、身網の中心部が水深110メートル以深で設置しなければならない。
- (3) 定置漁業の保護区域内において操業してはならない。
- (4) いわし定置網の両台間の沖合300メートルの間の海面において操業してはならない。
- (5) いわし、あじ、さば、かます及びにぎす以外の魚類を漁獲の目的としてはならない。
- (6) 網の規模は、仕立上りで縁網の周囲が300メートル以下でなければならない。
- (7) 1統の操業隻数は11隻以下で、かつ、操業時に集魚灯を使用する火船は4隻以内でなければならない。
- (8) 火船の電気設備は次のとおりでなければならない。
 - ア 1統につき1船舶（以下、主船という。）のみ45キロワット以内
 - イ 主船以外の船舶（以下、従船という。）は40キロワット以内
- (9) 主船となる船舶は限定するものとする。主船が火船として操業しない場合は、従船4隻が火船として操業できるものとする。
- (10) 別に定める様式で船橋の両舷の見やすい部分に許可番号を表示しなければならない。また、主船は許可番号とあわせて「主」の文字を表示しなければならない。
- (11) 知事が必要に応じて電気制限装置の義務付けを命じたときは、これに従わ

なければならない。

第3章 その他

第5 1 統は12隻以内とし、申請は統ごとに行うものとする。

(継続の許可及び承継の許可の適用)

第6 本漁業を、富山県漁業調整規則第14条第1項第1号及び第4号の規定が適用される漁業に指定する。

附則

- 1 この許可方針は、令和3年12月16日から施行する。
- 2 許可の条件は、令和3年12月16日以降の日付による新規の許可（同規則第11条）又は期間満了に伴う継続の許可（同規則第14条第1項）に適用する。
- 3 八そう張網漁業許可方針（平成20年11月26日付け）は廃止する。

えびごち網漁業許可方針 (ごち網漁業)

第1章 制限措置

(適用範囲)

第1 この方針は、ごち網漁業のうち、えびごち網漁業の許可に適用する。

(操業区域)

第2 操業区域は、以下の海域とする。

(1) 海域番号1

共第2号共同漁業権漁場区域

(2) 海域番号2

共第4号共同漁業権漁場区域

(3) 海域番号3

以下に示すイ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

イ 白岩川河口右岸突堤先端 (以下「甲」という。)から磁針方位 $350^{\circ} 30' 2,000$ メートルの点

ロ 甲から磁針方位 $338^{\circ} 0' 3,400$ メートルの点

ハ 甲から磁針方位 $8^{\circ} 45' 6,300$ メートルの点

ニ 甲から磁針方位 $39^{\circ} 30' 4,750$ メートルの点

(4) 海域番号4

共第6号共同漁業権漁場区域

(漁業時期)

第3 漁業時期は、以下の通りとする。

(1) 海域番号1

4月1日から12月31日

(2) 海域番号2

4月1日から12月31日

(3) 海域番号3

① 以下に示すチ、へ、ハ及びニの各点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域については、9月1日から5月31日までとする。

チ 白岩川河口右岸突堤先端 (以下「甲」という。)から磁針方位 $0^{\circ} 00' 2,150$ メートルの点

へ 甲から磁針方位 $0^{\circ} 00' 5,050$ メートルの点

ハ 甲から磁針方位 $8^{\circ} 45' 6,300$ メートルの点

ニ 甲から磁針方位 $39^{\circ} 30' 4,750$ メートルの点

② 以下に示すイ、ホ、ト及びチの各点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域については、9月1日から10月15日までと12月21日から3月20日までとする。

イ 白岩川河口右岸突堤先端（以下「甲」という。）から磁針方位 $350^{\circ} 30' 2,000$ メートルの点

ホ 甲から磁針方位 $338^{\circ} 30' 3,300$ メートルの点

ト 甲から磁針方位 $0^{\circ} 00' 3,120$ メートルの点

チ 甲から磁針方位 $0^{\circ} 00' 2,150$ メートルの点

③ 以下に示すホ、ロ、へ及びトの各点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域については、9月1日から10月15日までと10月21日から5月31日までとする。

ホ 甲から磁針方位 $338^{\circ} 30' 3,300$ メートルの点

ロ 甲から磁針方位 $338^{\circ} 00' 3,400$ メートルの点

へ 甲から磁針方位 $0^{\circ} 00' 5,050$ メートルの点

ト 甲から磁針方位 $0^{\circ} 00' 3,120$ メートルの点

(4) 海域番号4

4月1日から10月31日

(許可又は起業の認可をすべき船舶等の数)

第4 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は以下の通りとする。

(1) 海域番号1

3隻以内

(2) 海域番号2

1隻以内

(3) 海域番号3

14隻以内

(4) 海域番号4

8隻以内

(漁業を営む者の資格)

第5 漁業を営む者の資格は以下の通りとする。

(1) 海域番号 1

入善町地区内に住所を有する者

(2) 海域番号 2

魚津市地区内に住所を有する者

(3) 海域番号 3

滑川市地区又は富山市水橋地区に住所を有する者、若しくは滑川漁業協同組合の組合員である者

(4) 海域番号 4

富山市水橋地区内に住所を有する者

第 2 章 許可の条件

第 6 許可に際しては以下の条件を付する。

- (1) 共同漁業権の内容となっている漁業の妨げをしてはならない。
- (2) 魚捕部の網目は、16 節以下、網の全長はしろえびを目的とするものを除き、仕立上り 75 メートル以下の範囲でなければならない。

第 3 章 その他

(継続の許可及び承継の許可の適用)

第 7 本漁業を、富山県漁業調整規則第 14 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定が適用される漁業に指定する。

附則

- 1 この許可方針は、令和 3 年 12 月 16 日から施行する。
- 2 許可の条件は、令和 3 年 12 月 16 日以降の日付による新規の許可（同規則第 11 条）又は期間満了に伴う継続の許可（同規則第 14 条第 1 項）に適用する。
- 3 ごち網漁業許可方針（昭和 46 年 4 月 1 日付け）は廃止する。

たいごち網漁業許可方針 (ごち網漁業)

第1章 制限措置

(適用範囲)

第1 この方針は、ごち網漁業のうち、たいごち網漁業の許可に適用する。

(操業区域)

第2 操業区域は、共第1号共同漁業権漁場区域内のうち所属する漁業協同組合が管理する区域内とする。

(漁業時期)

第3 漁業時期は、6月1日から9月30日までとする。

(船舶の総トン数)

第4 船舶の総トン数は5トン未満とする。

(許可又は起業の認可をすべき船舶等の数)

第5 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、2隻以内とする。

第2章 許可の条件

第6 許可に際しては以下の条件を付する。

- (1) 共同漁業権の内容となっている他の漁業の操業の妨げをしてはならない。
- (2) 魚捕部の網目は5節以下、網の全長は40メートル以下とする。

第3章 その他

(継続の許可及び承継の許可の適用)

第7 本漁業を、富山県漁業調整規則第14条第1項第1号及び第4号の規定が適用される漁業に指定する。

附則

- 1 この許可方針は、令和3年12月16日から施行する。
- 2 許可の条件は、令和3年12月16日以降の日付による新規の許可（同規則第11条）又は期間満了に伴う継続の許可（同規則第14条第1項）に適用する。
- 3 たいごち網漁業許可方針（昭和56年5月26日付け）は廃止する。

べにずわいがにかごなわ漁業許可方針 (かごなわ漁業)

第1章 制限措置

(適用範囲)

第1 この方針は、かごなわ漁業のうち、べにずわいがにかごなわ漁業の許可に適用する。

(操業区域、船舶の総トン数、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数)

第2 操業区域、漁業時期及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、以下の通りとする。

操業区域	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
(海域番号1) 北海道茂津多岬突端から正西（真方位）の線、北緯40度30分以北の東経138度の線、北緯40度30分、東経138度の点と北緯37度30分、東経135度の点を結ぶ線、北緯37度30分、東経135度の点と北緯37度30分、東経134度の点を結ぶ線及び北緯37度30分以南の東経134度の線以東の日本海内の富山県沖合海域	20トン未満	18隻以内
(海域番号2) 海域番号1のうち、石川県長手崎正東（真方位）の線以南の海域を除く	20トン以上50トン未満	0隻

(漁業時期)

第3 漁業時期は、9月1日から翌年の5月31日までとする。

第2章 許可の条件

第4 許可に際しては以下の条件を付する。

- (1) 甲幅9センチメートル以下の雄がには採捕してはならない。
- (2) 水深800メートル以浅の海域で操業してはならない。
- (3) 使用かご数及び連数

ア 総トン数 20 トン未満の場合

漁具の使用数は使用する連を合わせたかごの合計が200個以内、連数は2連以内でなければならない。ただし、石川県七尾市観音崎と富山県下新川郡宮崎鼻とを結ぶ線以南の富山湾海域においては、使用する連を合わせたかごの合計が80個以内、連数は2連以内でなければならない。

イ 総トン数 20 トン以上 50 トン未満の場合

漁具の使用数は使用する連を合わせたかごの合計が300個以内、連数は3連以内でなければならない。

- (4) かごの規模は、直径 1.30メートル以内、高さ 1.20メートル以内、陥穽(かんせい)口 40センチメートル以上、かご目 15センチメートル以上の範囲でなければならない。
- (5) かご網の網目の内径は 15センチメートル以上、かつ、かごの側面最下部の一目の長さ(結節間の内径の距離)の平均は 10センチメートル以上でなければならない。
- (6) 1連ごとに方 50センチメートル以上の赤旗を水面上 1.5メートル以上の高さに掲げ、ボンデン竿の中央より下部に横 13センチメートル、縦 18センチメートル以上の大きさの木札を付し、旗及び木札には、上から順に県名、連番号、船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。
- (7) 音波浮上式ブイを使用してはならない。
- (8) ベにずわいがに以外のものを採捕してはならない。
- (9) 他の漁業の操業の妨げをしてはならない。
- (10) 漁獲物は、次の港以外の地に陸揚げしてはならない。ただし、暴風雨、船舶の損傷その他やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。

〇〇港(許可を受ける者が所属する漁業協同組合の根拠地)

第3章 その他

(トン数補充を要しない大型化)

第5 許可等を受けた者が、当該許可等に係る船舶の総トン数を増加するため規則第16条の規定による許可を受けようとする場合又は当該許可等に係る船舶の総トン数を上回る総トン数の代船について許可等を受けようとする場合において当該許可等に係る船舶(以下「大型化前の船舶」という。)が次表の大型化前の船舶欄に掲げるものであって、当該総トン数の増加後の船舶若しくは

当該代船（以下「大型化後の船舶」という。）の総トン数が同表の大型化の限度の欄に掲げる総トン数以下であるときは、他の許可等に係る船舶の廃業にともなって生ずる総トン数のあきわく（以下「補充トン数」という。）を見合いとすること（以下「トン数補充」という。）を要せずに規則第 16 条の規定による許可又は許可等をする。承継者が、旧許可等に係る船舶の総トン数を上回る総トン数の代船について許可等を受けようとする場合についても、同様とする。

大型化前の船舶	大型化の限度
総トン数 20 トン未満の船舶	19 トン 99
総トン数 20 トン以上 50 トン未満の船舶	49 トン 99

（トン数補充を要する大型化）

第 6 第 5 の規定によりトン数補充を要しない場合以外の大型化をしようとする場合には、次表の補充トン数の欄に掲げるトン数補充があるときに限り、同表の大型化の限度の欄に掲げる総トン数までの大型化を認める。

大型化前の船舶	大型化の限度	補充トン数
総トン数 20 トン未満の船舶	49 トン 99	20 トン

（補充トン数の算出基準）

第 7 補充トン数は、次の各号に掲げる船舶の廃業につき当該各号に掲げるトン数により算出するものとし、原則として分割は認めないものとする。

- (1) 総トン数 20 トン未満の許可船舶 20 トン
- (2) 総トン数 20 トン以上 50 トン未満の許可船舶 40 トン

（継続の許可及び承継の許可の適用）

第 8 本漁業を、富山県漁業調整規則第 14 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定が適用される漁業に指定する。

附則

- 1 この許可方針は、令和 3 年 12 月 16 日から施行する。
- 2 許可の条件は、令和 3 年 12 月 16 日以降の日付による新規の許可（同規則第 11 条）又は期間満了に伴う継続の許可（同規則第 14 条第 1 項）に適用する。
- 3 べにずわいがにかごなわ漁業許可方針（平成 20 年 4 月 16 日付け）は廃止する。

ばいかごなわ漁業許可方針 (かごなわ漁業)

第1章 制限措置

(適用範囲)

第1 この方針は、かごなわ漁業のうち、ばいかごなわ漁業の許可に適用する。

(操業区域)

第2 水深400メートル以深の富山県沖合海域。ただし、11月、12月及び1月は水深500メートル以深の海域に限る

(漁業時期)

第3 漁業時期は、1月1日から12月31日までとする。

(船舶の総トン数)

第4 船舶の総トン数は20トン未満とする。

(許可又は起業の認可をすべき船舶等の数)

第5 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、40隻以内とする。

第2章 許可の条件

第6 許可に際しては以下の条件を付する。

- (1) 他の漁業の操業の妨げをしてはならない。
- (2) かごの規模は、1個の容量120リットル以下でなければならない。
- (3) 使用するかご数は、使用する連を合わせたかごの合計が900個以内でなければならない。ただし、石川県七尾市観音崎と富山県下新川郡宮崎鼻とを結ぶ線以南の富山湾海域においては、使用する連を合わせたかごの合計が400個以内でなければならない。
- (4) 1連ごとに40センチメートル以上の旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げ、旗には船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。

第3章 その他

(継続の許可及び承継の許可の適用)

第7 本漁業を、富山県漁業調整規則第14条第1項第1号及び第4号の規定が適用される漁業に指定する。

附則

- 1 この許可方針は、令和3年12月16日から施行する。
- 2 許可の条件は、令和3年12月16日以降の日付による新規の許可（同規則第11条）又は期間満了に伴う継続の許可（同規則第14条第1項）に適用する。
- 3 ばいかごなわ漁業許可方針（平成15年7月16日付け）は廃止する。

えびかごなわ漁業許可方針

(かごなわ漁業)

第1章 制限措置

(適用範囲)

第1 この方針は、かごなわ漁業のうち、えびかごなわ漁業の許可に適用する。
(操業区域、漁業時期、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数)

第2 操業区域、漁業時期及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、以下の通りとする。

操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
早月川河口右岸正北(真方位)の線以東の富山県地先海面のうち、小型機船底びき網漁業の禁止区域(以下、「小底禁止海域」とする。)の境界の内側 ただし、白えび漁場内を除く	5月1日～11月 10日	2隻以内
早月川河口右岸正北(真方位)の線と、富山市と射水市との最大高潮時海岸線における境界点を通る正北(真方位)の線との両線間における富山県地先海面のうち、小底禁止海域の境界の内側 ただし、白えび漁場内を除く	4月1日～10月 15日 ただし、ごち網漁業との兼業者は、3月1日～6月30日	5隻以内
富山市富山港灯台正北(真方位)の線以西の富山県地先海面のうち、小底禁止海域の境界の内側及び高岡市伏木港左岸灯台北東(真方位)の線以北の富山県地先海面 ただし、白えび漁場内を除く	4月1日～10月 15日	5隻以内

第3 以下の海域を禁止区域とする。

(1) 第1区域

- 1 石川県と富山県との最大高潮時、海岸線における境界点
- 2 1の点から80度(真方位以下同じ)の線と151.5メートル等深線との交点
- 3 氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港突堤突端を結んだ線と151.5メートル等深

線との氷見市阿尾鼻から最初の交点

- 4 氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港突堤突端を結んだ線と高岡市岩崎鼻と滑川市高塚の浜の突端とを結んだ線との交点
- 5 高岡市岩崎鼻と滑川市高塚の浜突堤とを結んだ線と射水市海老江中央宮の森の頂点と片貝川河口左岸とを結んだ線との交点
- 6 射水市海老江中央宮の森の頂点と片貝川河口左岸とを結んだ線と滑川市高塚の浜の突堤と黒部市生地鼻から 270 度の線上 2 哩の点
- 7 黒部市生地鼻から 270 度の線上 2 海里の点
- 8 下新川郡入善町芦崎西端から 315 度の線上 2 海里の点
- 9 下新川郡入善町吉原と入善町田中との最大高潮時海岸線における境界点から 0 度 0 分の線上 2 海里の点
- 10 富山県と新潟県との最大高潮時海岸線における境界点から 356 度の線上 2 哩の点
- 11 富山県と新潟県との最大高潮時海岸線における境界点（この）1 及び 2 を結んだ直線と 2 から 3 までの 151.5 メートル等深線並びに 3、4、5、6、7、8、9、10 及び 11 の 9 点を順次結んだ 8 直線と陸岸とによつて囲まれた海域外の区域

ただし、高岡市伏木港左岸灯台北東（真方位）の線以北の海域においてはこの限りでない。

(2) 第 2 区域

以下の、甲イ、イロ、ロ乙の 3 直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

基点甲、富山市東岩瀬と同市海岸通りとの境

基点乙、富山港左岸突堤の先端

イ 甲から方位 324 度 15 分 3, 523 メートルの点

ロ 乙から方位 341 度 30 分 20 秒 1, 900 メートルの点

(3) 第 3 区域

甲イ、イハ、ハロ、ロ乙の 4 直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

基点甲、富山県漁場測量標第 20 号から方位 305 度 39 分 40 秒 162 メートルの点

基点乙、射水市放生津東浜と同市堀岡との境から 293 度 50 分 00 秒 170 メ

メートルの点

イ 甲から方位 35 度 48 分 20 秒 3,000 メートルの点

ロ 乙から方位 19 度 20 分 1,376 メートルの点

ハ ロから方位 47 度 35 分 1,750 メートルの点

(船舶の総トン数)

第 4 船舶の総トン数は 10 トン以下とする。

第 2 章 許可の条件

第 5 許可に際しては以下の条件を付する。

- (1) 他の漁業の操業の妨げをしてはならない。
- (2) かごの規模は、1 個の容積 0.12 立方メートル(120 リットル) 以内被覆網目 12 節以下とし、かごの数は 100 個を超えてはならない。

第 3 章 その他

(重複許可の禁止)

第 6 小型機船底びき網漁業、吾智網漁業、火光を利用する八そう張網漁業、はちめ、かれい、すけとうだら、べにずわいがに刺網漁業及びべにずわいがにかごなわ漁業との許可の併有は、次の各号に掲げる例外を除き、これを認めない。

イ 以東海域における火光を利用する八そう張網漁業

ロ 中部海域における吾智網漁業及びはちめ、かれい、すけとうだら刺網漁業

ハ 以西海域における小型機船底びき網漁業の特殊操業海域の許可を有する 2 t 以下の船舶

(継続の許可及び承継の許可の適用)

第 7 本漁業を、富山県漁業調整規則第 14 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定が適用される漁業に指定する。

(参考)

小型機船底びき網漁業の禁止区域 (A 海域)

- (1) 富山県と石川県との最大高潮時海岸線における境界点
- (2) (1)の点から 80 度 0 分(真方位。以下この表において同じ。)の線と 150 メートル等深線との交点
- (3) 氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港西防波堤突端を結んだ線と 150 メートル等深線との氷見市阿尾鼻からの最初の交点
- (4) 氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港西防波堤突端を結んだ線と高岡市伏木港右岸赤燈台から 40 度 0 分の線との交点

- (5) 高岡市伏木港右岸赤燈台から 40 度 0 分の線上 1.6 海里の点
- (6) 高岡市伏木港右岸赤燈台から 60 度 0 分の線上 1.7 海里の点
- (7) 高岡市伏木港右岸赤燈台から 60 度 0 分の線と氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港西防波堤突端を結んだ線との交点
- (8) 氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港西防波堤突端を結んだ線と高岡市岩崎鼻と滑川市櫛原神社森の頂点とを結んだ線との交点
- (9) 高岡市岩崎鼻と滑川市櫛原神社森の頂点とを結んだ線と射水市海老江中央宮の森の頂点と片貝川河口左岸とを結んだ線との交点
- (10) 射水市海老江中央宮の森の頂点と片貝川河口左岸とを結んだ線と富山市水橋漁港西防波堤突端から 323 度 0 分の線との交点
- (11) 富山市水橋漁港西防波堤突端から 323 度 0 分の線上 2.6 海里の点
- (12) 富山市水橋漁港西防波堤突端から 332 度 0 分の線上 2.6 海里の点
- (13) 富山市水橋漁港西防波堤突端から 332 度 0 分の線上 3 海里の点
- (14) (13) の点と片貝川河口左岸とを結んだ線と滑川市櫛原神社森の頂点と黒部市生地鼻から 270 度 0 分の線上 2 海里の点とを結んだ線との交点
- (15) 黒部市生地鼻から 270 度 0 分の線上 2 海里の点
- (16) 下新川郡入善町芦崎西端から 315 度 0 分の線上 2 海里の点
- (17) 下新川郡入善町吉原と入善町田中との最大高潮時海岸線における境界点から 0 度 0 分の線上 2 海里の点
- (18) 富山県と新潟県との最大高潮時海岸線における境界点から 356 度 0 分の線上 2 海里の点
- (19) 富山県と新潟県との最大高潮時海岸線における境界点
上記の(1)及び(2)を結んだ直線と(2)から(3)までの 150 メートル等深線並びに(3)から(19)までの 17 点を順次結んだ 16 直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域

附則

- 1 この許可方針は、令和 3 年 12 月 16 日から施行する。
- 2 許可の条件は、令和 3 年 12 月 16 日以降の日付による新規の許可（同規則第 11 条）又は期間満了に伴う継続の許可（同規則第 14 条第 1 項）に適用する。
- 3 えびかごなわ漁業許可方針（平成 20 年 4 月 16 日付け）は廃止する。

がざみかごなわ漁業許可方針

(かごなわ漁業)

第1章 制限措置

(適用範囲)

第1 この方針は、かごなわ漁業のうち、がざみかごなわ漁業の許可に適用する。

(操業区域)

第2 所属漁業協同組合が管理する共同漁業権の漁場区域のうち、当該漁業協同組合が許可対象者に同意した区域及びその操業に同意した漁業協同組合が管理する共同漁業権の漁場区域のうち、当該漁業協同組合が許可対象者に同意した区域

(漁業時期)

第3 漁業時期は、5月10日から6月30日及び10月1日から11月30日までとする。

(船舶の総トン数)

第4 船舶の総トン数は5トン未満とする。

(許可又は起業の認可をすべき船舶等の数)

第5 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、16隻以内とする。

第2章 許可の条件

第6 許可に際しては以下の条件を付する。

- (1) 共同漁業権の内容となっている漁業の操業の妨げをしてはならない。
- (2) がざみ以外のものを漁獲の目的としてはならない。
- (3) 甲幅10センチメートル以下のがざみを採捕してはならない。
- (4) かごの規模は1個の容量が200リットル以下でなければならない。
- (5) 使用するかご数は、50個をこえてはならない。

第3章 その他

(継続の許可及び承継の許可の適用)

第7 本漁業を、富山県漁業調整規則第14条第1項第1号及び第4号の規定が適用される漁業に指定する。

附則

- 1 この許可方針は、令和3年12月16日から施行する。
- 2 許可の条件は、令和3年12月16日以降の日付による新規の許可（同規則第11条）又は期間満了に伴う継続の許可（同規則第14条第1項）に適用する。
- 3 がざみかごなわ漁業許可方針（平成20年4月16日付け）は廃止する。

あなごかごなわ漁業許可方針 (かごなわ漁業)

第1章 制限措置

(適用範囲)

第1 この方針は、かごなわ漁業のうち、あなごかごなわ漁業の許可に適用する。

(操業区域)

第2 操業区域は、以下の海域とする。

(1) 測量標第185号及び下記に示すア、イ及びウの各点を順次に結ぶ直線によって囲まれた区域から共第9号共同漁業権漁場区域を除く区域

ア 測量標第185号(以下甲という)から真方位 $36^{\circ}05'$ 2,468メートルの点

イ 甲から真方位 $23^{\circ}46'$ 2,988メートルの点

ウ 甲から真方位 $6^{\circ}45'$ 2,763メートルの点

(2) 測量標第179号と下記に示すエの点とを結ぶ直線、測量標第243号とエの点とを結ぶ直線及び共第9号共同漁業権漁場区域の沖合境界線とによって囲まれる区域

エ 測量標第243号から真方位 $120^{\circ}55'$ 2,558メートルの点

(漁業時期)

第3 漁業時期は、1月1日から12月31日までとする。

(船舶の総トン数)

第4 船舶の総トン数は8.5トン未満とする。

(許可又は起業の認可をすべき船舶等の数)

第5 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、4隻以内とする。

第2章 許可の条件

第6 許可に際しては以下の条件を付する。

(1) 定置漁業の保護区域内において操業してはならない。

(2) 使用する連数は1連に限り、かつ1連のかご数は50個を超えてはならない。

(3) 他の漁業の操業を妨げてはならない。

第3章 その他

(継続の許可及び承継の許可の適用)

第7 本漁業を、富山県漁業調整規則第14条第1項第1号及び第4号の規定が適用される漁業に指定する。

附則

- 1 この許可方針は、令和3年12月16日から施行する。
- 2 許可の条件は、令和3年12月16日以降の日付による新規の許可（同規則第11条）又は期間満了に伴う継続の許可（同規則第14条第1項）に適用する。
- 3 あなごかごなわ漁業許可方針（平成20年4月16日付け）は廃止する。

きすこぎ刺し網漁業許可方針

(刺し網漁業)

第1章 制限措置

(適用範囲)

第1 この方針は、刺し網漁業のうち、きすこぎ刺し網漁業の許可に適用する。

(操業区域)

第2 操業区域は、以下の海域とする。

所属漁業協同組合が管理する共同漁業権の漁場区域のうち、当該漁業協同組合が許可対象者に同意した区域及びその操業に同意した漁業協同組合が管理する共同漁業権の漁場区域のうち、当該漁業協同組合が許可対象者に同意した区域

(漁業時期)

第3 漁業時期は、5月1日から8月31日までとする。ただし、共同漁業権者の同意があればこの限りではない。

(船舶の総トン数)

第4 船舶の総トン数は5トン未満とする。

(許可又は起業の認可をすべき船舶等の数)

第5 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、57隻以内とする。

第2章 許可の条件

第6 許可に際しては以下の条件を付する。

- (1) 海中に敷設する刺し網の長さは、200メートル以下でなければならない。
- (2) きす以外のものを漁獲の目的としてはならない。
- (3) 共同漁業権の内容となっている漁業の操業の妨げをしてはならない。

第3章 その他

(継続の許可及び承継の許可の適用)

第7 本漁業を、富山県漁業調整規則第14条第1項第1号及び第4号の規定が適用される漁業に指定する。

附則

1 この許可方針は、令和3年12月16日から施行する。

- 2 許可の条件は、令和 3 年 12 月 16 日以降の日付による新規の許可（同規則第 11 条）又は期間満了に伴う継続の許可（同規則第 14 条第 1 項）に適用する。
- 3 きす刺し網漁業許可方針（昭和 44 年 5 月 17 日付け）は廃止する。

あまだいこぎ刺し網漁業許可方針

(刺し網漁業)

第1章 制限措置

(漁業種類)

第1 この方針は、刺し網漁業のうち、あまだいこぎ刺し網漁業の許可に適用する。

(操業区域)

第2 操業区域は、以下の海域とする。

共第1号及び共第2号共同漁業権漁場のうち、許可対象者の所属する漁業協同組合が管理する漁場区域内

(漁業時期)

第3 漁業時期は、5月1日から9月30日までとする。

(船舶の総トン数)

第4 船舶の総トン数は5トン未満とする。

(許可又は起業の認可をすべき船舶等の数)

第5 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、11隻以内とする。

第2章 許可の条件

第6 許可に際しては以下の条件を付する。

- (1) 共同漁業権の内容となっている漁業の妨げをしてはならない。
- (2) あまだい以外のものを漁獲の目的としてはならない。
- (3) 網の目合いは、6.9センチメートル(2寸3分)以上でなければならない。

第3章 その他

(継続の許可及び承継の許可の適用)

第7 本漁業を、富山県漁業調整規則第14条第1項第1号及び第4号の規定が適用される漁業に指定する。

附則

- 1 この許可方針は、令和3年12月16日から施行する。
- 2 許可の条件は、令和3年12月16日以降の日付による新規の許可(同規則第

- 11 条) 又は期間満了に伴う継続の許可 (同規則第 14 条第 1 項) に適用する。
- 3 あまだいこぎ刺し網漁業許可方針 (平成 20 年 4 月 16 日付け) は廃止する。

まき刺し網漁業許可方針

(刺し網漁業)

第1章 制限措置

(適用範囲)

第1 この方針は、刺し網漁業のうち、まき刺し網漁業の許可に適用する。

(操業区域)

第2 操業区域は、以下の海域とする。

入善町芦崎と黒部市荒俣との最大高潮時海岸線における境界点から 318 度
00 分以東の海域で、水深 12 メートル以浅の共同漁業権の漁場区域

(漁業時期)

第3 漁業時期は、10 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(船舶の総トン数)

第4 船舶の総トン数は 5 トン未満とする。

(許可又は起業の認可をすべき船舶等の数)

第5 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、10 隻以内とする。

第2章 許可の条件

第6 許可に際しては以下の条件を付する。

(1) 網の規模は、それぞれ次の範囲でなければならない。

ア 敷設する刺し網の長さは、仕立上がりで 750 メートル以下でなければならない。

イ 刺し網の幅は、12 メートル以下でなければならない。

ウ 網目の大きさは、82 ミリメートル(2寸7分)以下でなければならない。

(2) 光力を用いて操業してはならない。

(3) 共同漁業権の内容となっている漁業の妨げをしてはならない。

第3章 その他

(継続の許可及び承継の許可の適用)

第7 本漁業を、富山県漁業調整規則第 14 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定が適用される漁業に指定する。

附則

- 1 この許可方針は、令和3年12月16日から施行する。
- 2 許可の条件は、令和3年12月16日以降の日付による新規の許可（同規則第11条）又は期間満了に伴う継続の許可（同規則第14条第1項）に適用する。
- 3 まき刺し網漁業許可方針（昭和52年9月10日付け）は廃止する。

そうだかつお刺し網漁業許可方針 (刺し網漁業)

第1章 制限措置

(適用範囲)

第1 この方針は、刺し網漁業のうち、そうだかつお刺し網漁業の許可に適用する。

(操業区域、船舶の総トン数、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数)

第2 操業区域、船舶の総トン数及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、以下の通りとする。

操業区域	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
富山市水橋漁港灯台から 20 度 (真方位) の線以西の富山県地先海域。ただし、次の 1、2、3 及び 4 の 4 点を順次結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域を除く。 1 石川県鳳珠郡能登町小木港燈台 2 高岡市岩崎燈台と石川県鳳珠郡能登町小木港燈台とを結んだ線と氷見市泊漁港燈柱と富山市富山港燈台とを結んだ線との交点 3 氷見市藪田漁港 (泊地区) 燈柱と富山市富山港燈台とを結んだ線と高岡市岩崎燈台と魚津市魚津港緑燈台とを結んだ線との交点 4 魚津市魚津港緑燈台	10 トン未満	6 隻以内
富山県沖合海域。ただし、最大高潮時海岸線から 10 海里以内の海域を除く。	10 トン以上 20 トン未満	0 隻

(漁業時期)

第3 漁業時期は、10月1日から12月20日までとする。

第2章 許可の条件

第4 許可に際しては以下の条件を付する。

- (1) 網の規模は、仕立上り1反25メートル以下とし、操業反数は2反以下の範囲でなければならない。
- (2) 10トン未満の漁船の場合
 - ア 15キロワットを超える光力を用いてはならない。
 - イ 他の漁業の操業の妨げをしてはならない。
 - ウ 網目の大きさは8.5センチメートル(2寸8分)以下でなければならない。
- (3) 10トン以上20トン未満の漁船の場合
 - ア 50キロワットを超える光力を用いてはならない。
 - イ 他の漁業の操業の妨げをしてはならない。
 - ウ 網目の大きさは8.5センチメートル(2寸8分)以下でなければならない。

第3章 その他

(継続の許可及び承継の許可の適用)

第5 本漁業を、富山県漁業調整規則第14条第1項第1号及び第4号の規定が適用される漁業に指定する。

附則

- 1 この許可方針は、令和3年12月16日から施行する。
- 2 許可の条件は、令和3年12月16日以降の日付による新規の許可(同規則第11条)又は期間満了に伴う継続の許可(同規則第14条第1項)に適用する。
- 3 そうだつお刺し網漁業許可方針(平成20年7月30日付け)は廃止する。

さより流し網漁業許可方針 (刺し網漁業)

第1章 制限措置

(適用範囲)

第1 この方針は、刺し網漁業のうち、さより流し網漁業の許可に適用する。

(操業区域)

第2 操業区域は、以下の海域とする。

富山県沖合海域とし、共同漁業権の漁場区域内を除く。ただし、共同漁業権者の同意があつた場合は、この限りでない。

(漁業時期)

第3 漁業時期は、3月21日から6月30日までとする。

(船舶の総トン数)

第4 船舶の総トン数は5トン未満とする。

(許可又は起業の認可をすべき船舶等の数)

第5 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、15隻以内とする。

第2章 許可の条件

第6 許可に際しては以下の条件を付する。

- (1) 海中に敷設する流し網の長さは、1,500メートル以下でなければならない。
- (2) 海中に敷設する網の両端に赤・黒の旗を中間に赤の旗を付したボンデンを設置し、ボンデンの旗竿の高さは、1.5メートル以上以なければならない。
- (3) ボンデンには船名を記入しなければならない。
- (4) 夜間において操業してはならない。
- (5) さより以外のものを漁獲の目的としてはならない。
- (6) 他の漁業の操業の妨げをしてはならない。

第3章 その他

(継続の許可及び承継の許可の適用)

第7 本漁業を、富山県漁業調整規則第14条第1項第1号及び第4号の規定が適用される漁業に指定する。

附則

- 1 この許可方針は、令和3年12月16日から施行する。
- 2 許可の条件は、令和3年12月16日以降の日付による新規の許可（同規則第11条）又は期間満了に伴う継続の許可（同規則第14条第1項）に適用する。
- 3 さより流し網漁業許可方針（昭和63年3月14日付け）は廃止する。

底刺し網漁業許可方針 (固定式刺し網漁業)

第1章 制限措置

(適用範囲)

第1 この方針は、固定式刺し網漁業のうち、底刺し網漁業の許可に適用する。
(操業区域、漁業を営む者の資格、漁業時期、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数)

第2 操業区域、漁業を営む者の資格、漁業時期及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、以下の通りとする。

操業区域	漁業を営む者の資格	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
黒部川左岸以東の富山県地先海域	魚津市以東の地区内に住所を有する者（黒部市地区内に住所を有する者及び魚津漁業協同組合の組合員である者を除く）	10月1日から翌年の6月30日まで	10隻以内
	魚津漁業協同組合の組合員		2隻以内
	黒部市地区内に住所を有する者	1月1日から12月31日まで。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く海域のいては10月1日から翌年の6月30日まで	8隻以内
魚津市青島と同市北中との境から滑川市浜四ツ屋と同市笠木との境までの地先海域	魚津漁業協同組合の組合員	1月1日から12月31日まで	8隻以内
富山市富山港灯台北微西	滑川地区、富山市水橋地区及び	1月1日から12	23隻以内

(磁針方位)の線から滑川市四ツ屋と同市笠木との境までの地先海域	富山市岩瀬地区に住所を有する者並びに滑川漁業協同組合の組合員	月 31 日まで	
富山市富山港灯台北北東(磁針方位)の線から射水市海老江練合と同市海老江七軒との境までの地先海域	富山市四方地区に住所を有する者	12 月 1 日から翌年の 8 月 31 日まで	6 隻以内
射水市足洗と同市海老江練合との境から高岡市太田と氷見市島尾との境までの地先海域	射水市地区に住所を有する者	12 月 1 日から翌年の 8 月 31 日まで	9 隻以内
高岡市伏木国分と同市太田との境以西の富山県地先海域	氷見市地区に住所を有する者	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	6 隻以内
高岡市伏木国分と同市太田との境から氷見市窪と同市地蔵町との境までの地先海域。ただし、水深 40 メートル以深の海域を除く		9 月 1 日から翌年の 6 月 30 日まで	0 隻
氷見市阿尾と同市藪田との境以北の富山県地先海域。ただし、80 メートル以深の海域を除く		1 月 1 日から 12 月 31 日まで	6 隻以内

(船舶の総トン数)

第 3 船舶の総トン数は、20 トン未満とする。

第 2 章 許可の条件

第 4 許可に際しては以下の条件を付する。

漁業を営む者の資格	許可の条件
-----------	-------

<p>魚津市以東の地区内に住所を有する者（魚津漁業協同組合の組合員を除く）</p>	<p>(1) 刺し網漁業が内容となつている共同漁業権の漁場区域内においては操業してはならない。ただし、漁業権者の同意があつたときは、この限りでない。</p> <p>(2) 敷設する刺し網の長さは、3,800メートル以下でなければならない。</p> <p>(3) 刺し網の幅は、7メートル以下でなければならない。</p> <p>(4) 1日に揚網する刺し網の長さは、1,900メートル以下でなければならない。</p> <p>(5) 他の漁業の妨げをしてはならない。</p> <p>(6) 魚類以外のものを漁獲の目的としてはならない。</p>
<p>魚津漁業協同組合の組合員</p>	<p>（操業区域）</p> <p>黒部川左岸以東の富山県地先海域</p> <p>(1)～(6) 同上</p> <p>（操業区域）</p> <p>魚津市青島と同市北中との境から滑川市浜四ツ屋と同市笠木との境までの地先海域</p> <p>(1) 同 上</p> <p>(2) " 1,900メートル "</p> <p>(3) " 7メートル "</p> <p>(4) " 1,900メートル "</p> <p>(5) 同 上</p> <p>(6) 同 上</p>
<p>滑川地区、富山市水橋地区及び富山市岩瀬地区に住所を有する者並びに滑川漁業協同組合の組合員</p>	<p>(1) 同 上</p> <p>(2) " 900メートル "</p> <p>(3) " 3.5メートル "</p> <p>(4) " 900メートル "</p> <p>(5) 同 上</p> <p>(6) 同 上</p>
<p>富山市四方地区に住所を有する者</p>	<p>(1) 同 上</p> <p>(2) " 600メートル "</p> <p>(3) " 8メートル "</p>

	<p>(4) " 600メートル "</p> <p>(5) 同 上</p> <p>(6) 同 上</p>
射水市地区に住所を有する者	<p>(1) 同 上</p> <p>(2) " 1,500メートル "</p> <p>(3) " 9メートル "</p> <p>(4) " 750メートル "</p> <p>(5) 同 上</p> <p>(6) 同 上</p>
氷見市地区に住所を有する者	<p>(操業区域)</p> <p>高岡市伏木国分と同市太田との境以西の富山県地先海域</p> <p>(1) 同 上</p> <p>(2) " 1,140メートル "</p> <p>(3) " 10メートル "</p> <p>(4) " 760メートル "</p> <p>(5) 同 上</p> <p>(6) 同 上</p>
	<p>(操業区域)</p> <p>高岡市伏木国分と同市太田との境から氷見市窪と同市地蔵町との境までの地先海域。ただし、水深40メートル以深の海域を除く。</p> <p>(1) 同 上</p> <p>(2) " 300メートル "</p> <p>(3) " 3メートル "</p> <p>(4) " 300メートル "</p> <p>(5) 同 上</p> <p>(6) えび及びかに以外のものを漁獲の目的としてはならない。</p>
	<p>(操業区域)</p> <p>氷見市阿尾と同市藪田との境以北の富山県地先海域。ただし、80メートル以深の海域を除く</p> <p>(1) 同 上</p> <p>(2) " 760メートル "</p> <p>(3) " 10メートル "</p>

- | | | |
|----------------------------|---------|---|
| (4) 〃 | 380メートル | 〃 |
| (5) 同 上 | | |
| (6) 魚類以外のものを漁獲の目的としてはならない。 | | |

第3章 その他

(継続の許可及び承継の許可の適用)

第5 本漁業を、富山県漁業調整規則第14条第1項第1号及び第4号の規定が適用される漁業に指定する。

附則

- 1 この許可方針は、令和3年12月16日から施行する。
- 2 許可の条件は、令和3年12月16日以降の日付による新規の許可（同規則第11条）又は期間満了に伴う継続の許可（同規則第14条第1項）に適用する。
- 3 底刺し網漁業許可方針（昭和61年10月27日付け）は廃止する。

ふくらぎつけ漁業許可方針 (つけ漁業)

第1章 制限措置

別途定める

第2章 許可の条件

第3 許可に際しては以下の条件を付する。

- (1) 共同漁業権の内容となつている漁業及びその他の漁業の操業の妨げをしてはならない。
- (2) 定置漁業の保護区域内に設置してはならない。
- (3) つけの設置及び撤去は、操業期間中にしなければならない。
- (4) 同時に使用できる船舶は1隻を超えてはならない。ただし、共同経営にあつては共同経営者の数を超える隻数であつてはならない。
- (5) つけの数は以下の数を超えてはならない。

操業区域	つけ数 (1隻につき)
黒部市生地地先海岸	5
黒部市浜石田から同市立野までの海域	5
魚津市青島から黒部市大島までの海域	5
魚津市北中から滑川市笠木までの海域	10
滑川市浜四ツ屋から富山市浜黒崎までの海域	10
富山市水橋朝日町から富山市浜黒崎までの海域	5
富山市地先海域	7
富山市草島から射水市海老江までの海域	20
射水市本江から高岡市岩崎鼻までの海域	20
高岡市太田から氷見市仏島までの会期	20

- (6) 海中に設置するつけには、根拠地ごとに統一された様式で許可番号を明記した旗竿（高さ1.5メートル以上）をボンデンに付さなければならない。

附記

- (1) 「協業」の定義

5 隻以上の共同経営若しくはつかけの共同施設をいう。

附則

- 1 この許可方針は、令和 3 年 12 月 16 日から施行する。
- 2 許可の条件は、令和 3 年 12 月 16 日以降の日付による新規の許可（同規則第 11 条）又は期間満了に伴う継続の許可（同規則第 14 条第 1 項）に適用する。
- 3 ふくらぎつけ漁業許可方針（昭和 55 年 7 月 5 日付け）は廃止する。

小型機船底びき網漁業許可方針

第1章 制限措置

(適用範囲)

第1 この方針は、小型機船底びき網漁業の許可に適用する。

(操業区域、漁業を営む者の資格、漁業時期、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数)

第2 操業区域、漁業を営む者の資格、漁業時期及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、以下の通りとする。ただし、操業区域及び漁業時期について、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

操業区域	漁業を営む者の資格	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
小型機船底びき網漁業の禁止区域（以下、A海域）内で、所属漁業協同組合が管理する共同漁業権の漁場区域のうち、当該漁業協同組合が許可対象者に同意した区域及びその操業に同意した漁業協同組合が管理する共同漁業権の漁場区域のうち、当該漁業協同組合が許可対象者に同意した区域	—	9月1日から翌年6月30日まで	12隻以内
A海域以外の富山市富山港灯台正北（真方位）の線以東の海域	滑川市以東の地区を根拠地とする者		3隻以内
A海域以外の滑川市と富山市との境から射水市海老江浜開と同市堀岡古明	富山市地区を根拠地とする者	9月1日から翌年5月31日まで	6隻以内

神との境までの海域			
A 海域以外の富山市富山港左岸突堤先端正北(真方位)の線以西の海域	射水市以西の地区を根拠地とする者		9 隻以内

(禁止区域)

第3 以下の海域を小型機船底びき網漁業の禁止区域 (A 海域) とする。

- (1) 富山県と石川県との最大高潮時海岸線における境界点
- (2) (1)の点から 80 度 0 分(真方位。以下この表において同じ。)の線と 150 メートル等深線との交点
- (3) 氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港西防波堤突端を結んだ線と 150 メートル等深線との氷見市阿尾鼻からの最初の交点
- (4) 氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港西防波堤突端を結んだ線と高岡市伏木港右岸赤燈台から 40 度 0 分の線との交点
- (5) 高岡市伏木港右岸赤燈台から 40 度 0 分の線上 1.6 海里の点
- (6) 高岡市伏木港右岸赤燈台から 60 度 0 分の線上 1.7 海里の点
- (7) 高岡市伏木港右岸赤燈台から 60 度 0 分の線と氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港西防波堤突端を結んだ線との交点
- (8) 氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港西防波堤突端を結んだ線と高岡市岩崎鼻と滑川市櫛原神社森の頂点とを結んだ線との交点
- (9) 高岡市岩崎鼻と滑川市櫛原神社森の頂点とを結んだ線と射水市海老江中央宮の森の頂点と片貝川河口左岸とを結んだ線との交点
- (10) 射水市海老江中央宮の森の頂点と片貝川河口左岸とを結んだ線と富山市水橋漁港西防波堤突端から 323 度 0 分の線との交点
- (11) 富山市水橋漁港西防波堤突端から 323 度 0 分の線上 2.6 海里の点
- (12) 富山市水橋漁港西防波堤突端から 332 度 0 分の線上 2.6 海里の点
- (13) 富山市水橋漁港西防波堤突端から 332 度 0 分の線上 3 海里の点
- (14) (13)の点と片貝川河口左岸とを結んだ線と滑川市櫛原神社森の頂点と黒部市生地鼻から 270 度 0 分の線上 2 海里の点とを結んだ線との交点
- (15) 黒部市生地鼻から 270 度 0 分の線上 2 海里の点
- (16) 下新川郡入善町芦崎西端から 315 度 0 分の線上 2 海里の点
- (17) 下新川郡入善町吉原と入善町田中との最大高潮時海岸線における境界点から 0 度 0 分の線上 2 海里の点

(18) 富山県と新潟県との最大高潮時海岸線における境界点から 356 度 0 分の線上 2 海里の点

(19) 富山県と新潟県との最大高潮時海岸線における境界点

上記の(1)及び(2)を結んだ直線と(2)から(3)までの 150 メートル等深線並びに(3)から(19)までの 17 点を順次結んだ 16 直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域

(船舶の総トン数)

第 4 船舶の総トン数は、以下の通りとする。

(1) A 海域内で操業する場合

4 トン未満

(2) A 海域以外で操業する場合

4 トン以上、10 トン未満

(小型機船底びき網漁業の禁止区域等の特例)

第 5 漁場の往復のみに、ら旋推進器を使用する総トン数4トン以下の漁船を使用

して営む小型機船底びき網漁業は、第5の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる操業区域においては、右欄に掲げる期間は、これを営むことができる。

操 業 区 域	期 間
(1) 富山県と石川県との最大高潮時海岸線における境界点から磁針方針(以下「方位」という。)135 度 0 分の線と 45 メートル等深線との交点	7 月 1 日から 9 月 15 日まで
(2) (1)の線と 90 メートル等深線との交点	
(3) 氷見市窪と同市地蔵との最大高潮時海岸線における境界点から方位 71 度 8 分 40 秒の線と 45 メートル等深線との交点	
(4) (3)の線と 90 メートル等深線との交点	
上記の(1)と(2)及び(3)と(4)をそれぞれ結んだ 2 直線と(1)と(3)及び(2)と(4)をそれぞれ結んだ 45 メートル及び 90 メートルの 2 等深線によつて囲まれた海域	

第 2 章 許可の条件

第 6 許可に際しては以下の条件を付する。

(1) 囊網(ふくろ)の網目は、16 節以下、袖網の長さは、しろえびを目的とするものにあつては片側 120 メートル打廻し 240 メートル以下、その他のものにあつ

ては片側 50 メートル打廻し 100 メートル以下の範囲でなければならない。

(2) 「A 海域以外の海域」で営む場合

ア 他の漁業の操業の妨げをしてはならない。

(3) 「A 海域」内の共同漁業権の漁場区域内で営む場合

ア 操業の際は碇止めとしなければならない。

イ 定置漁業の保護区域内において操業してはならない。

ウ 共同漁業権の内容となつている他の漁業の妨げをしてはならない。

第 3 章 その他

(継続の許可及び承継の許可の適用)

第 7 本漁業を、富山県漁業調整規則第 14 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定が適用される漁業に指定する。

(特例等による操業区域及び操業期間)

第 8 A 海域以外の海域で営む者による第 4 による禁止区域等の特例及び第 1 種共同漁業を内容とする漁業権にかかる許可は、漁業調整又は資源の保護培養のため必要がある場合を除き許可する。ただし、後段については、漁業権を管理する漁協の同意を証する書面を提出した場合に限る。

(管理する漁業協同組合の同意書)

第 9 A 海域内の共同漁業権の漁場区域内で営む者による許可等の申請にあつては、許可の内容について、当該共同漁業権を管理する漁協の同意を証する書面を提出しなければならない。

附則

- 1 この許可方針は、令和 3 年 12 月 16 日から施行する。
- 2 許可の条件は、令和 3 年 12 月 16 日以降の日付による新規の許可（同規則第 11 条）又は期間満了に伴う継続の許可（同規則第 14 条第 1 項）に適用する。
- 3 小型機船底びき網漁業許可方針（平成 20 年 7 月 30 日付け）は廃止する。